

IASB 公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案)の概要

ASBJ 専門研究員 たにともゆき
谷 智之

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2017 年 3 月 29 日に公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案) (以下「本公開草案」という。) を公表し、コメント期限を 2017 年 7 月 31 日としている。本稿では、本公開草案が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

II. 本公開草案の公表の背景

1. 適用後レビューの実施

IFRS 第 8 号「事業セグメント」(以下「IFRS 第 8 号」という。) は、当時の IAS 第 14 号「セグメント別報告」を置き換えるものであり、2006 年 11 月に公表され、2007 年に IFRS 財団の評議員会によって IASB のデュー・プロセスに加えられた適用後レビュー (以下「PIR」という。) の対象となった最初の基準である。PIR は、新基準が国際的に適用されて 2 年経過

した後に実施することが求められており、検討対象とすべき領域の識別と情報要請の実施をフェーズ 1 において行い、当該情報要請や他の調査で得られた情報の分析及び当該分析結果の公表をフェーズ 2 においてフィードバック・ステートメントとして実施するものである。IFRS 第 8 号のフィードバック・ステートメントは、2013 年 7 月に IASB より公表されており、概ね期待どおりに機能しているものの、いくつかの領域について改善及び修正の可能性を検討すべきとする結論を含んでいた。

2. 米国会計基準とのコンバージェンス

IFRS 第 8 号は、米国会計基準の Topic 280「セグメント報告」(以下「Topic 280」という。) (旧財務会計基準書 (SFAS) 第 131 号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」と実質的に同等の基準であり、Topic 280 についても同様に、米国財務会計基準審議会 (FASB) の母体組織である米国財務会計財団 (FAF) により PIR が実施され、2013 年 1 月にレビュー結果が公表されている。レビューの結果、いくつかの修正を行うことが望ましいものとしたが、FASB は 2014 年 1 月の会議において当該修正をアジェンダとして取り上げない

旨を決定した。なお、2016年8月に、FASBはアジェンダ・コンサルテーションの一環として、セグメント報告の様々な側面を再検討する可能性のあるプロジェクトをアジェンダに追加することに関して意見を求めているが、執筆日現在においては当該アジェンダ・コンサルテーションを完了していない。

3. 修正における前提

IASBは、IFRS第8号を修正すべきか及びどのように修正すべきかを検討する際に、前述の米国会計基準とのコンバージェンスの水準を維持するとともに、修正の便益が、生じるコス

トを上回ることを確保することを目標として、次の方針に基づいて修正を行うことを本公開草案において提案している。

- (1) 米国会計基準と共通の基礎であるマネジメント・アプローチを維持すること
- (2) 追加で開示要求事項を設ける場合にコストと便益を考慮すること

Ⅲ. 本公開草案の概要

本公開草案の下記9つの修正提案それぞれについて、以下にて背景及び提案内容を解説する。

修正提案	修正提案
(a)	CODM (Chief Operating Decision Maker : 最高経営意思決定者) は、営業上の意思決定 (Operating Decision) 並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能であることを強調する。
(b)	CODM は、個人の場合もグループの場合もある旨の説明に、国内のルールに影響を受ける場合があることを追記する。
(c)	CODM を識別する際の非執行メンバーに関する説明を追加する。
(d)	CODM として識別された個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する。
(e)	年次報告パッケージ ¹ と財務諸表の間で識別されているセグメントに違いがある場合に相違及びその理由についての説明を財務諸表に注記することを要求する。
(f)	集約の要件である類似する経済的特徴の例示を2つ追加 (長期収益成長率、長期資産利益率) するとともに、集約に関する原則の記載を明確化する。
(g)	企業は、CODM にレビューされているか又は定期的に提供されている情報以外のセグメント情報についても開示できることを明確化する。
(h)	調整項目の説明は、利用者が当該性質を十分に理解できるように詳細さで行うことを要求する。
(i)	IAS第34号「期中財務報告」を修正し、企業が前年度に係るすべての修正再表示される期中比較対象期間を、再編後の最初の期中報告書の一部として表示することを要求する。

1 IFRS第8号第19B項 (本公開草案により提案されている文言)

企業の年次報告パッケージとは、次のような文書のセットである。

- (a) 企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表され、
- (b) 企業の年次経営成績を財務諸表利用者に伝達し、
- (c) 例えば、企業のウェブサイト又は規制上の提出書類において、一般に公開されている。

年次財務諸表のほか、年次報告パッケージには、経営者による説明、プレスリリース、予備的発表、投資家向けプレゼンテーション及び規制上の提出目的の情報が含まれる場合がある。

修正提案(a)~(d)：CODM の識別

修正提案(a)

(背景)

CODM の行う意思決定に関して、IFRS 第 8 号第 7 項の資源の配分に関する意思決定に言及した記述は戦略的な意味を持つとする多くの見解があり、CODM の機能は主として戦略的 (Strategic) なものか、営業上 (Operational) のものかについて明確化が望まれていた。

(提案内容)

CODM は、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能であることを強調している (本公開草案 IFRS 第 8 号第 7 項)。

修正提案(b)

(背景)

IFRS 第 8 号第 7 項には、最高経営責任者 (CEO) や最高業務責任者 (COO)、業務執行取締役やその他の人々のグループである可能性があることが記述されているが、一部の PIR の回答者はグループでの意思決定が求められる等のコーポレート・ガバナンスに係る国内のルールが CODM の識別に影響を与えるか否かについて質問した。

(提案内容)

CODM の性質は、企業の経営構造によるものであり、コーポレート・ガバナンスに係る国内のルールは、企業の CODM が個人であるかグループ (複数の取締役や委員会等) であるかに影響を与え得ることを追記した (本公開草案 IFRS 第 8 号第 7A 項)。

修正提案(c)

(背景)

取締役会自体が CODM となる場合に、当該メンバーには、主にガバナンスに従事し、直接的に CODM としての意思決定に関与しない、

非執行メンバー (non-executive members) が存在する場合がある。PIR の回答者は CODM としてグループが識別された場合に、当該非執行メンバーを CODM に含めるか否かについて質問した。

(提案内容)

当該非執行メンバーのような、営業上の意思決定を行わないメンバーが含まれる場合にも、当該グループが営業上の意思決定を行う場合には、グループとして CODM に該当することを明確化した (本公開草案 IFRS 第 8 号第 7B 項)。

修正提案(d)

(背景)

多くの利用者は、事業がどのように運営され、どのレベルで意思決定がなされるかに関して、誰が CODM なのかの情報は有用であると考えていた。規制当局や監査人は、CODM を明確に識別することにより、企業の意思決定プロセスに透明性がもたらされると考えていた。

(提案内容)

識別された CODM の性質 (肩書きや役割) についての開示を、CODM が個人あるいはグループかにかかわらず、企業に要求することを提案している (本公開草案 IFRS 第 8 号第 22 項(c))。

修正提案(e)：レポート間の報告セグメントの違い

(背景)

IASB は、マネジメント・アプローチを採用することにより、財務諸表において報告されるセグメントが、経営者による説明 (Management Commentary) や他の種類の財務発表に使用されているセグメントと同一のものとなることを見込んでいた。

しかし、PIR 時には、利用者や証券規制当局からは、異なる報告セグメントが用いられてい

るという報告があり、具体的には、MD&A (Management's Discussion & Analysis of Financial Condition) において、財務諸表に比べ詳細なセグメント報告がなされている例や、財務諸表で地域別のセグメントを報告し、他のレポート上では事業別の報告を行っている例等が聞かれていた。なお、利用者は、レポート間のセグメント情報が首尾一貫したものである場合の方が信用できると見ていた。

(提案内容)

企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表される経営者による説明 (Management Commentary) 等の資料を、年次報告パッケージ (脚注 1 参照) として定義し、それらで報告されるセグメント情報と、財務諸表のセグメント情報との間に相違がある場合には、その相違と理由を財務諸表において説明することを要求することを提案している (本公開草案 IFRS 第 8 号第 19A 項、第 19B 項及び第 22 項(d))。

修正提案(f)：事業セグメントの報告セグメントへの集約

(背景)

多くの作成者及び監査人が、事業セグメントの報告セグメントへの集約の判断が実務上困難であると考えており、規制当局が集約に異議を唱える場合が多い旨が PIR を通じて示されていた。また、集約の要件となる経済的特徴の例示として、長期平均総利益率の 1 つだけでは不

十分であるという多くのコメントがあり、当該利益率が同じであっても異なる経済的特徴を有している可能性があるため、長期的な財務業績のいくつかの指標を考慮することや例示を追加することで、不適切な集約を減少させるべきとするコメントも受けていた。

PIR 時には、長期平均総利益率が類似しているとは考えにくい、採掘活動を行う企業の小売活動と生産活動が同じセグメントとして報告されている事例や、衣料品とブランド品事業が統合された企業において、生産と小売の 2 つのセグメント情報のみが開示され、製品ごとの利益率が不明である場合などの例が聞かれていた。

(提案内容)

既存の要件すべてを満たす場合に、事業セグメントを報告セグメントとして集約できることを明確化するために、IFRS 第 8 号第 1 項及び第 20 項の基本原則²と整合的であり、各セグメントが類似した経済的特徴を有し、5 つの判断基準³のすべてを満たす場合にのみ集約がなされるとする 3 段階のプロセスを明確化する記述とし、コメントのあった経済的特徴の例示について、長期収益成長率、長期資産利益率を加えることを提案している (本公開草案 IFRS 第 8 号第 12 項及び第 12A 項)。

修正提案(g)：表示項目の追加

(背景)

PIR に参加した多くの利用者は、純損益、資産及び負債に関する開示の現在の要求事項は必

2 IFRS 第 8 号第 1 項及び第 20 項 (同記述)

企業は、企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行っている経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価できるように、情報を開示しなければならない。

3 IFRS 第 8 号第 12 項の抜粋 (本公開草案により提案されている文言)

- (c) 当該各セグメントが次のすべての点で類似している。
 - (i) 製品及びサービスの性質
 - (ii) 製造工程の性質
 - (iii) 当該製品及びサービスの顧客の類型又は種類
 - (iv) 当該製品の配送又は当該サービスの提供のために使用する方法
 - (v) 該当がある場合には、規制環境の性質 (例えば、銀行、保険又は公益事業)

ずしも企業間の比較のための要求事項を提供していないため、特定の項目、例えば、セグメント別キャッシュ・フローに関連する、非資金取引や資金的支出に関する項目等について強制的に開示を要求することを望んでいた。

IASBは、情報の目的適合性が高いかどうかは、業種によるものであると考え、特定の項目についての要求事項を設けなかった。

(提案内容)

目的適合性が高い情報についてマネジメント・アプローチに基づきCODMにレビューされていないか又は定期的に提供されていない場合に、情報が開示されない可能性があるとする懸念に対処するため、当該情報が基本原則(脚注2参照)を満たすのに役立つ場合には、開示に含めることができる旨明記することを提案している(本公開草案IFRS第8号第20A項)。

修正提案(h)：調整表の理解可能性の改善

(背景)

企業は、マネジメント・アプローチを用いて表示しているセグメント金額の合計と企業全体の対応する金額との間の調整項目を提示することを要求しているが、利用者は、調整項目が個々のセグメントにどのように影響を与えるのかをより適切に評価するために、当該項目の性質に関してより十分な説明(調整項目が報告セグメントに配分されていない理由の説明を含む)が提供されることを望んでいた。

IASBは、すべての調整項目を報告セグメントに配分するよう要求することも検討したものの、恣意的又は非体系的な配分が必要となる可能性があることを考慮し、当該要求事項は設けなかった。

(提案内容)

調整項目の例を記述し、個々の調整項目の性質

について、より十分な説明を要求することを提案している(本公開草案IFRS第8号第28A項)。

修正提案(i)：組織再編時のトレンド情報の保存(背景)

PIRにおいて、セグメント情報が利用者にとって重要な情報であり、多年にわたり収集されたデータ時系列を、企業の将来の業績を予測するために使用していることが確認された。一部のコメント提出者は、セグメント変更時に修正再表示を要求する過去の期間を3年あるいは5年に増やすべきであると提案していた。

IASBは3年又は5年の修正再表示にかかるコストに加え、多くの利用者からの前年度に関する情報の方が前年度よりも前の期間に係る情報よりも重要であるとするフィードバックを考慮した。また、下記提案により修正再表示を早く要求することとなるものの、追加的な情報の作成を要求していないことを考慮した。

(提案内容)

過去の事業年度のすべての期中報告期間を、報告セグメントの構成の変更後の最初の期中財務諸表において修正再表示する旨要求することを提案している(本公開草案IAS第34号第45A項)。具体的には、X2年第1四半期期首にセグメントを変更した場合には、比較対象となるX1年度の第1四半期のみでなく、第2四半期～第4四半期すべてのセグメント情報を修正再表示することを求める提案となっている。

経過措置及び発効日

本公開草案では、特段の経過措置は設けず、IAS第8号に従い上記修正を遡及的に適用することが提案されている。また、早期適用は認められ、その場合にはIFRS第8号とIAS第34号の修正を同時に適用することを求める提案が

なされている。なお、発効日は今後決定される見込みである。

IV. 本公開草案における質問事項

前述の各修正提案について、本公開草案では、「修正案に同意するか、賛成又は反対の理由は何か」に加え、「同意しない場合、どのようなことを提案するか、またその理由は何か」について質問が設けられている。

V. おわりに

本公開草案の修正案は、IASB による最初の PIR の結果を反映するものであり、当該修正は聞かれた懸念に対応すると同時に、過大なコストを生じさせないものである必要がある。今後は、それぞれの修正提案が聞かれた懸念に対応するという目的に沿ったものであるかに加え、米国会計基準とのコンバージェンスも考慮した上で、当委員会として意見発信を行う必要があるか検討していくことを予定している。